

平成28年(ワ)289号 伊方原発運転差止等請求事件 外

原告 [REDACTED] 外

被告 四国電力株式会社

## 準備書面44

(準備書面22「避難計画」の要約)

広島地方裁判所 民事第2部 御中

令和4年 1月12日

原告ら訴訟代理人弁護士 能 勢 顯



同 弁護士 胡 田



同 弁護士 前 川 哲



同 弁護士 竹 森 雅



同 弁護士 橋 本 貴



同 弁護士 村 上 朋



同 弁護士 松 岡 幸



同 弁護士 河 合 弘



外

## 第1. はじめに（原発事故の防護体制）

深層防護とは、「防護の対象である人や環境とこれを攻撃する危険な放射性物質との間に層を設け、層ごとにリスクを消滅ないしは減少させる」という考え方である。

I A E Aが推奨するのは「5層の深層防護」で、国際標準と言ってよい。福島原発事故後、我国でもこの考え方が採用された。第5層の防護目的が、放射性物質の外部放出に対しその影響を緩和することであり、その「必須の手段」は避難計画の策定、充実・強化である。

## 第2. 避難計画

### 1. 避難計画の法的根拠

#### (1) 法的根拠と作成主体

原子力災害対策特別措置法等に基づき、避難計画は原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（以下、「指針」という）に従い、都道府県防災会議が都道府県地域防災計画として、市町村防災会議が市町村地域防災計画として作成することになる。

なお、規制委員会は避難計画の審査は行わない。他の機関が、避難計画の安全性適合審査を行うこともない。

#### (2) 指針

##### ア 避難計画対象エリア

指針において、原子力災害事前対策として避難計画の作成が主要な内容を占める。指針では、当該原発から概ね半径5 km圏内を放射性物質の放出前段階から予防的に避難等を行う地域（P A Z）、概ね半径30 km圏内を予防的な防護措置を含め段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う地域（U P Z）と定め、ここを原子力災害対策重点区域として対策を求める。

しかし、一律30 km圏内に区域を限定する合理性はない。

## イ 避難計画対象外エリア

後述のとおり、30km以遠においても、防護措置の必要性は当然に発生し得るが、避難計画は作成されていない。

## 2. 避難計画の作成

市町村及び都道府県の防災会議は避難計画を策定するノウハウ等を有していない為、内閣府原子力災害対策担当室が「地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル」を作成し、ここに必要事項を記入して避難計画にするという簡便な方法が採られている。地域の地理・気象・交通・人口条件等は捨象されており、実効性に疑問が残る。

## 3. 避難計画の審査システムの欠如

### (1) 「了承」の仕組み

#### ア 伊方原発避難計画の了承

避難計画の提出先は規制委員会ではなく、内閣府原子力防災担当室である。提出された避難計画は、内閣府に置かれた原子力防災会議(議長は内閣総理大臣)で「了承」される。「了承」といっても、避難計画を審査する訳ではなく、審査基準もない。

#### イ 避難計画と原発再稼働

原子力事業者に作成が義務付けられている「原子力事業者防災業務計画」は、自治体の避難計画を前提としており、同業務計画が出来なければ、原発の再稼働はできない関係にある。内閣府が該当自治体に避難計画の作成を急がせる理由であり、拙速に作成された避難計画は上記のとおり実効性に疑問がある。

### (2) 避難計画の審査制度の欠如

#### ア 審査制度の欠如と最判平成4年

最判平成4年では、「周辺住民等の生命、身体」を保護するのに、「事故時における周辺地域への影響」が重要な考慮事項とな

っている。従って、避難計画についても、審査基準と適合性判断が合理的なものでなければならない。

然るに、住民避難を中核とする放射線防護対策に対して、規制委員会は基準適合性の審査を行わない。同委員会以外の公的機関が専門技術的審査を行うこともない。最判平成4年に反している。

#### イ アメリカの制度とショアハム原発

アメリカは避難計画の適合性審査を厳格に実施している。

### 4. 避難計画の前提

又、指針は、避難の前提となる過酷事故の想定を福島原発事故と同規模にしているが、放出された放射性物質の60～70%が太平洋上に流れ出ていった同事故と同程度の放出割合を前提とした避難計画は楽観的に過ぎる。

### 第3. 伊方原発と避難計画

以下、広島市域と伊方原発30キロ圏内のみを検討するが、一旦苛酷事故が発生すれば数百kmから1000km以遠にまで放射能災害が及ぶ危険があることには留意するべきである。

#### 1. 広島市域の避難計画

##### (1) 避難計画に対する県及び市の対応

###### ア 広島市の場合

広島市は伊方原発事故を想定した避難計画を持っていない。

###### イ 広島県の場合

広島県は、伊方原発事故で広島県が放射能汚染される可能性を無いとはしていないが、国からの指示待ちの状況が続いている。

##### (2) 広島市域の放射能災害

以下のとおり、伊方原発から直線で約100km離れた広島市域でも、伊方原発からの放射能災害で避難が必要となる危険性がある。

## ア 公的シミュレーションに基づく検討

原子力規制庁が2012年に公表した放射性物質拡散シミュレーションによると、広島市域の1週間被曝線量を空間線量率に換算した値はOIL2（1週間程度内に一時移転等）に相当する。

## イ 広島市域の放射能災害II

伊方原発で事故が起きた場合、福島原発事故程度の放射性物質の放出で済むなどという保証はどこにもない。避難計画の欠如は重大である。

### (3) 地震の影響

又、避難（計画）との関係で、巨大地震と原発事故を想定すると、伊方原発の放射能から避難することは極めて困難と予想される。

## 2. 愛媛県の避難計画（甲I13）

### (1) 愛媛県広域避難計画の実態

避難計画の作成に際し、①放射性物質の放出と避難に要する時間、②避難ルートを選定、③避難手段の確保、④避難原因の設定が重要であるが、いずれの点でも愛媛県の避難計画は以下に述べるとおり極めて杜撰である。

### (2) 放射性物質の放出・拡散と避難に要する時間

愛媛県の避難計画には、住民の避難が完了するまでに要する時間と、放射性物質が周辺への拡散にかかる時間との比較検討等、時間的検討が為された様子がなく、避難計画の名に値しない。

### (3) 避難ルートを選定（甲I9の1）

#### ア 避難ルートを選定における要考慮事項

避難計画は、季節、時間帯、気象条件（風向き、雨か晴天かなど）、海洋条件（波の高さなど）などを避難対象地区ごとに分け、ケースに対応した避難ルートの設定をしなければならないが、愛

媛県の避難計画は、計画の名に値する分析・検討をしていない。

#### イ 避難ルート

愛媛県の避難計画では、避難手段として最初に各自自家用車が記載されているが、原発事故と地震などによる大混乱や、幹線道路が限られている中、同計画では交通マヒで避難も不可能になる。

### (4) 避難手段の確保

#### ア 陸上の避難手段

愛媛県の避難計画では、バスの確保等について述べられているが、実際に運用できる想定にはなっていない。

又、5 km圏の内外を問わず即時避難の必要がある地域を「予防避難エリア（佐田岬半島）」と位置づけ、予防避難エリア内の高齢者や子供らの避難に必要なバスと福祉車両を見込んでいるが、これらが手配できる可能性も無い。

#### イ 海上の避難手段

愛媛県の避難計画では、海上の避難手段について具体的な救助方法は明らかにされていない。

### (5) 避難原因の設定

避難計画は避難原因（巨大地震、津波、火山等）によって大きく変わるが、愛媛県の避難計画には「避難原因の設定」がない。

### (6) その他の問題

#### ア 避難施設

避難先には避難施設が必要となるが、1人当りスペースは僅かに2平米と、辻褄合わせの施設確保しかなされていない。

#### イ 避難訓練

指針では、日頃の避難訓練も義務づけている。愛媛県では、平成28年11月、初めての広域避難訓練が行われたが、非現実的

な状況設定下での訓練で、参加者も対象者の約3%にとどまった。

#### 第4. おわりに

原発による放射能災害に対し、国際標準（甲I1の1～2）を満たす実現可能で防護効果の高い避難計画を伊方原発は有していない。

以上